

令和 7 年 1 月

お客さま各位

三条信用金庫

「でんさいサービス利用規定」の改定について

平素は三条信用金庫をご利用いただき誠に有難うございます。

当金庫では令和 7 年 2 月 3 日より、でんさいサービスの債務者利用における決済口座について、当座預金口座に限定せず普通預金口座も指定することが可能となります。

これに伴い、以下の通り「でんさいサービス利用規定」を改定しますのでお知らせいたします。

記

1. 改定する規定 でんさいサービス利用規定

2. 改定日 令和 7 年 2 月 3 日（月）

3. 改定内容

改定後	改定前
<p>第 15 条（決済口座）</p> <p>1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下「決済口座」といいます）を申込書により当金庫宛に届け出てください。</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（以下省略）</p>	<p>第 15 条（決済口座）</p> <p>2. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下「決済口座」といいます）を申込書により当金庫宛に届け出てください。</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u></p> <p>（以下省略）</p>

以 上